

学生各位

新型コロナウイルス濃厚接触者の取扱い及び症状がある場合の注意について

オミクロン株の急拡大による国・自治体の方針、検査・医療状況の変化を踏まえ、本学の対応ルールについてお知らせします。なお、保健所によっても対応が異なるため、保健所から指示があった場合は、それに従ってください。

1. 濃厚接触者の取扱い

保健所は家族以外には濃厚接触者の特定をしないケースが増加していますので、原則として、下記のとおり対応してください。濃厚接触者に該当する場合は、必ず詳細を学校に報告してください。

- 1) 保健所が濃厚接触者を特定して、保健所から該当者に連絡があった場合（従来の方法）
→保健所の指示に従う。
- 2) 保健所が濃厚接触者を特定して、陽性者を通じて該当者へ連絡があった場合
→陽性者からの連絡のあった保健所の指示に従う。
- 3) 保健所が濃厚接触者を特定せず、陽性者に該当者になりそうな人に自分で連絡させた場合
→陽性者から連絡を受けたら、接触日の翌日から数えて10日間、自宅待機。

※濃厚接触者の待機期間は、オミクロン株は14日間から10日間に変更されています。

学内のマニュアル等は、10日間に読み替えてください。保健所の指示が異なる場合は、それに従ってください。（なお、待機中に症状が出た場合は医療機関で受診をしてください。）

※濃厚接触の判断基準（下記のいずれかに該当した場合）

陽性が確定した人と、発症2日前以降（発症日が1/25の場合は1/23以降）に、以下の状況で接触した場合

- 感染者と同居（寮において同室の場合も含む）の者
- 感染者と長時間の接触（車内同乗を含む）があった者
- 対策を取らずに、一緒に食事をした者
- 適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者
- 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、マスクの着用をせずに感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

2. 新型コロナ感染を疑わせる症状がある場合の注意

上記の濃厚接触者の条件を満たすかどうかに関わらず、発熱や風邪症状など疑わしい症状がある場合は登校／出勤を控え、医療機関で受診をしてください。

以上